

付表 我が国における酒税制度等の沿革(概要)

| 年 | 次 | 事 | 項 |
|-----|------|------|---|
| 明 治 | 4 年 | 7 月 | 清酒、濁酒、醤油醸造鑑札収与並収税法規則の制定 |
| 明 治 | 8 年 | 2 月 | 酒類税則の制定 |
| 明 治 | 13 年 | 9 月 | 酒造税則の制定 |
| 明 治 | 26 年 | 4 月 | 酒精営業税法の制定 |
| 明 治 | 29 年 | 3 月 | 酒造税法の制定 |
| 明 治 | 34 年 | 10 月 | 酒精及び酒精含有飲料税法の制定 |
| 明 治 | 34 年 | 12 月 | 麦酒税法の制定 |
| 明 治 | 38 年 | 1 月 | 酒造組合法の制定 |
| 昭 和 | 13 年 | 4 月 | 酒類販売業が免許制度となる |
| 昭 和 | 14 年 | 3 月 | 酒類の価格が統制価格となる |
| 昭 和 | 15 年 | 3 月 | 酒税法の制定 (造石税、庫出税の併課) |
| 昭 和 | 16 年 | 11 月 | 酒税等の増徴等に関する法律の制定 |
| 昭 和 | 18 年 | 4 月 | 庫出税に級別差等課税制度を採用 酒類業団体の制定 |
| 昭 和 | 19 年 | 4 月 | 造石税の廃止、庫出税のみとなる |
| 昭 和 | 22 年 | 3 月 | 酒類業団体の制定を酒類業組合法に改正 |
| 昭 和 | 23 年 | 7 月 | 酒類業組合法の廃止 |
| 昭 和 | 24 年 | 6 月 | 国税庁が発足 |
| 昭 和 | 28 年 | 2 月 | 酒税法 (現行法) の制定 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 (酒類業組合法・現行法) の制定 |
| 昭 和 | 35 年 | 10 月 | 統制価格の完全廃止、基準販売価格制度となる |
| 昭 和 | 37 年 | 4 月 | 酒税法の大幅改正 (酒類の種類分類の改正、一定の価格を超える高価格酒への 従価税制度の採用、申告納税制度の採用) |
| 昭 和 | 39 年 | 6 月 | 基準販売価格制度の廃止 (自由価格となる) |
| 昭 和 | 42 年 | 6 月 | 登録免許税法の制定 (酒類の製造、販売業免許にも登録免許税を課税) |
| 平 成 | 元 年 | 4 月 | 酒税法等の大幅改正 (級別制度の廃止、従価税制度の廃止、酒類の種類間の税 率の見直し等、酒類の表示基準制度の創設) |
| 平 成 | 6 年 | 4 月 | 酒税法の一部改正 (ビールの製造免許に係る最低製造数量基準の引下げ等) |
| 平 成 | 9 年 | 10 月 | 酒税法の一部改正 (WTO勧告に対応するためのしょうちゅう等蒸留酒に係る 税率の見直し) |
| 平 成 | 10 年 | 5 月 | |
| 平 成 | 12 年 | 12 月 | 酒税法の一部改正 (酒類の販売業免許の取消事由に、「酒類販売業者が未成年 者飲酒禁止法の規定により罰金の刑に処せられた場合」の追加) |
| 平 成 | 15 年 | 4 月 | 酒税法の一部改正 (酒類等の検定制度の廃止等) |
| 平 成 | 15 年 | 7 月 | 酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の制定 (時限立法、平成18年 8月に緊急調整地域の指定が失効) |
| 平 成 | 15 年 | 9 月 | 酒税法及び酒類業組合法の一部改正 (免許の拒否要件の追加、酒類の表示に関す る命令規定の整備、酒類販売管理者の選任規定の新設) |
| 平 成 | 18 年 | 5 月 | 酒税法等の一部改正 (酒類の分類を4種類に簡素化、一部酒類の定義を改正) |
| 平 成 | 29 年 | 6 月 | 酒税法及び酒類業組合法の一部改正 (「酒類の公正な取引に関する基準」の制定、 酒類販売管理研修の義務化等) |
| 平 成 | 30 年 | 4 月 | 酒税法の一部改正 (酒類の品目の定義改正) |